

**鳥取県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	倉吉市円谷町字天神淵18地先から同字18-2地先まで	平成25年3月29日
180号	西伯郡南部町阿賀字沢田159-1地先から同地先まで	〃
	日野郡日南町福長字井ノ原1182-18地先から同地先まで	〃
181号	米子市宗像字妙見前922-1地先から同字906-3地先まで	〃
183号	日野郡日南町新屋字ツク谷右平1093-1地先から同地先まで	〃
313号	倉吉市和田字大平ラ794-4地先から同市寺谷字広戸307-6地先まで	〃
482号	東伯郡三朝町大字上西谷字清水298-1地先から同大字字宮ノ谷408-1地先まで	〃
	鳥取市用瀬町別府字外ヶ坪59-2地先から同字58-1地先まで	〃
	八頭郡若桜町大字春米字シヨムカ635-214地先から同地先まで	〃
	八頭郡八頭町福井字井古田185-1地先から同町福井字井手添321-6地先まで	〃